

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和元年7月3日（水） 午前10時00分～午前11時51分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 ささせ順子 委員 青山直道 大島令子 岡崎つよし 川合保生 佐野尚人 なかじま和代
職務のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 総務部次長 飯島淳 議長 加藤和男 委員外議員 木村さゆり 事務局長 水野敬久 議事課長 貝沼圭子 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ
議長 市長

2 議題

(1) 令和元年第2回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長＞

・議案第37号（議案の概要のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長退席＞

イ 議事日程（第6号）について

＜説明：事務局＞（議事日程第6号のとおり）

日程第1 諸般の報告

議案の提出について

日程第2 議案第37号北児童館・北小校区共生ステーション整備工事請負契約の締結について（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

日程第3 議案第28号から議案第37号まで及び請願2号（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

日程第4 常任委員会等の閉会中の継続調査の申出について

・議案第37号は教育福祉委員会に付託とする。

・各常任委員会の審査結果は全て可決と報告あり。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 議会報告会について

(委員長) 議会報告会の日時、場所について各会派の意見をお願いしたい。

(改革ながくて)

決定する日時と場所でよい。

(長久手グローバルネット)

11月17日の市内一斉防災訓練の後の午後、場所の希望は特にない。

(無会派) 11月がよいという意見が多かった。11月8日、9日、10日、16日の午前及び17日、24日が都合が悪い人がいる。平日の夜という意見もあった。場所は研修室及び福祉の家などの意見があった。

(創政クラブ)

場所は1か所でどこでもよい。11月以降の土日で公務の重なっていない日がよい。

(公明党) 決定する日時と場所でよい。

(委員長) 議会報告会は11月16日土曜日の午後2時から午後4時まで市役所西庁舎の研修室で開催する。また、集合は午後1時としてよろしいか。

<異議なし>

(副委員長) 前回の議会報告会は、3つの常任委員会がテーマを決めた。1部で委員会の報告を行い、2部で意見交換を行った。委員会の意見交換は市民が興味のあるブースに分かれて委員会ごとに意見交換を行った。今回はどのような方法で行うか意見をお願いしたい。

(委員長) 議会報告会のテーマ及び方法について意見をお伺いしたい。

(委員) 委員会の所管にテーマを限定するのではなく、市政全般をテーマに考えた方がよい。

(委員) 委員会ごとに決めたテーマで行うのか、1つか2つのテーマについて全議員で行うのか。テーマを決めるのが前提でよいか。

(委員) テーマを決めて行うのがよい。

(委員) テーマの数と報告の方法について決めた方がよい。

(委員長) テーマの数と報告の方法について意見をお伺いしたい。

(委員) 市民からテーマを出してもらおうとよい。

(委員) 議会だよりで議会報告会の告知とあわせてテーマ及び意見を募集してはどうか。

(委員長) 募集するなら意見をまとめて発信する機会をもうけるのか。そうするなら期限とスケジュールを決める必要がある。

(委員) 8月1日号の議会だよりに議会報告会の告知とテーマ及び意見を募集の記

事を載せることはできるのか。

(副委員長) 掲載できると思う。

(委員) 他市の議会だよりなどを見ると一面記事にしている所もある。小さなスペースでは意味がないのではないか。

(副委員長) 一昨年は裏面を使って議会報告会の告知をした。

(委員) 応募したテーマや意見を取りあげられず憤慨されるケースも想定される。

(委員) 応募多数の場合は採用されない場合もあるということを付す必要がある。

(委員) 応募がなかった場合を想定し、テーマを考えておく必要もある。募集結果によりテーマと取りあげる数が決まる。秋頃にはテーマを告知する必要もある。

(委員長) 8月1日号の議会だよりで議会報告会の告知とテーマ及び意見の募集をし、テーマについてはチラシ等で告知することよろしいか。

(委員) 募集の締切りを決める必要がある。

(委員) 募集の期限は設けず、意見は集約して議会報告会のテーマとして取り上げるということを加え、メール等による募集をするのはどうか。

(委員) メールによる意見を受け取った場合、意見が取り上げられるかどうかかわからない。ご意見を受取ったことと議会報告会の案内を兼ねた返信フォーマットを作り返信をする方がよい。

(委員長) テーマ及び意見募集の期限は設けず、メール等により募集する。また、テーマ及び意見が取り上げられるかどうかかわからないというメールもあわせて、テーマ及び意見を受けとった場合は、定型フォーマットにより返信することよろしいか。

<異議なし>

(副委員長) 昨年は、5,500枚チラシを用意し、1人300枚ポスティングした。今年の議会報告会の周知はどうするか。

(委員) 市民まつりでチラシを配布し周知するのがよいのではないか。

(委員長) 市民まつりでチラシを配布することよろしいか。チラシの内容については追って決めていくということよろしいか。

<異議なし>

(3) 議員報酬について

(委員長) 議員報酬について議員の活動を把握するための資料として案を配付した。スケジュールとして、3月定例会で議案を提出する場合、5か月前に議長から市長へ特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）開催の依頼が必要である。審議会は委員の選定に時間を要するため、開催は12月から1月頃となりそうである。審議会の判断基準の資料として、議会活動、議員活動などの比較資料が必要ではないかと考える。議員活動については、調査期間を決め1日の議員活動の内容を日報として記入、集計し、平均を算出して円グラフにしてはどうかということを考え、案を配付したので意見をお願いしたい。

- (委員) 活動内容は、調査対象時間を広げた方がよいのではないかと。
- (委員) 比較資料として調査するのはわかるが、自己分析になるので、他市町の事例等があれば参考にしたい。審議会に提出するなら、他市町との比較検討の基準となる必要がある。
- (委員長) 他市町の事例は用意する。
- (委員) 定期的に自費で発行する個人の議員報告等についても資料として必要ではないかと。
- (委員) 議員活動と政治活動は明確に分けられない部分もあり、議員報告について判断は難しい。
- (委員) 審議会への提出資料は他市町と比較検討できるものが前提でないとならない。
- (委員) 議員活動の調査は7月から8月頃の2週間から1か月を前提とのことだった。年間の活動量が推し量れないが、議会閉会中の議員活動の調査ということではどうか。
- (委員長) 市民から見えない部分の議員活動の調査としたいと考えている。配布した資料の様式等含めて各会派へ持ち帰り意見をもらいたい。

<午前11時05分 休憩>

<午前11時15分 再開>

(4) 議会基本条例について

- (委員長) 議会基本条例の検証について今後どのような方法で行っていくか意見をお伺いしたい。
- (委員) 議会基本条例では「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」とある。前期は任期満了の1か月後に条例が施行されたばかりだったので条例の検証をしなかった。議会基本条例検証会議は、条例は改正しないが、条例に関わる要綱や申合せ等は見直した方がよいという意見を踏まえ、検証の参考資料として報告書を提出した。
- 現在の議会運営委員会の委員は会派代表であるが、18人の議員のうち無会派7人と偏りがある。議会基本条例は議会及び議員の条例であるため、議会運営委員会とは別のかたちで検証した方がよい。
- (委員) 議会基本条例検証会議の報告では多くの課題が出された。議会基本条例の見直しをしていくにあたり、新たな議員もいるため議会基本条例の勉強会のようなものを行った方がよいのではないかと。
- (委員) 新任の議員には検証報告が渡されていないため、報告書を配付して欲しい。検証の方法について会派に持ち帰り意見をもらいたい。
- (委員長) 報告書は配布する。検証の方法については各会派に持ち帰り意見をもらいたい。

したい。

(5) 閉会中の継続調査の申出について

(委員長) 閉会中の継続調査の申出一覧のとおりとして、期日を令和5年4月30日とすることによろしいか。

<異議なし>

3 その他

(委員長) 検討課題がたくさんあり、次回予定の9月20日以前に委員会を開きたい。7月12日(金)午後1時から議会運営委員会を開催したいがよろしいか。

<異議なし>

(委員長) 次回の議会運営委員会は7月12日(金)午後1時から開催する。

(委員長) 予定の議題は以上だが、他に意見はあるか。

(委員) 今回の一般質問について確認したい。申合せ事項には「発言通告書には具体的な質問要旨を明確に記載する。」とある。発言通告書の要旨について議会運営委員会の了承を得て一般質問が行われる。発言通告書の要旨に記載のないことを質問してもよいのか。本会議の議事整理権は議長にあるため質問する。

(議長) 議員の質問の方法も様々で、内容を最後まで聞いたうえで判断する必要がある。発言通告書の要旨にそった内容でお願いしたい。

(委員) 通告後執行部と調整した結果、方向性が変わってくることもある。議員の質問の仕方にもよるが、質問事項の大枠から外れているか外れていないかは議論の行く末の結果、議長が判断している。議事進行は議長の権限であるため議長の判断に任せるべきものと認識している。

(委員) 発言通告書の要旨に記載のないことを質問してもよいのかということを確認したい。通告書の質問事項に対し、どのようにもとれる要旨としてもよいのか。

(委員) 3月定例会の一般質問の続きのつもりで今回通告をした。前回の一般質問において要望で終わったため今回は通告の項目の内容から外れているとは思っていない。

(委員) 具体的な要旨として記載してもよかったと思う質問の仕方であったため、そのような通告の方法でよいのかということである。議長の判断でそれがよいのであればその範囲内で通告書に記載し質問する。

(委員) 通告の時点ではそれ以上記載することができなかったが、その後、新しい情報がわかったため盛り込んだのであって、質問したかったことの一つである。

(委員) 通告の仕方と質問の仕方であり、結果として大きく逸脱しているかしていないかは議長の判断であり、議長が議事を止めなければよい。

- (議長) できるだけ通告書の質問事項及び要旨にそって、質問してもらうことを要望する。その時の判断は議長に任せてほしい。
- (委員長) 一般質問は、通告書の記載にそった質問をし、状況によっては議長の判断によるということでもよろしくお願ひしたい。
- (委員長) 他に意見はあるか。
- (議長) 議場に市民が来ることが少ないため、開かれた議会ということで、市民まつりにおいて議場開放ができないか提案する。今年の市民まつりでということではなく時期も含め議会運営委員会で検討して欲しい。
- (委員長) 議場開放について時期及び内容も含め、各会派に持ち帰り意見をお願ひしたい。

以上で議会運営委員会を終了する。